

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

——とくにバリエ製粉株式會社の定款規定について——

喜 多 了 祐

發展する資本主義經濟の生産および交換の基点として、さしも全盛を誇つた「株式會社」企業も、漸くにして勞資争鬭の修羅場を現出し、その苦惱の相のいよいよ深刻なるを見るとき、狂瀾を既倒にかえすもの、これをたんなる勞資協調の空語に求めえないことは、何人もうべなざるをえないであろう。フランスにおける前車の覆轍が、何よりもかような意味あいにて、問題のいかに容易ならざるかを、教えてくれる。第一次大戦たけなわの一九一七年四月二六日、フランス會社法上劃期的な構想に飾られた「労働者参加株式會社に關する法律」(Loi sur les sociétés anonymes à participation ouvrière)は、立法者の自讃のことばの數々に送られて、華やかに登場したのであつたが、戦後瞬轉の舞臺に迎えられては、かけても思わぬ悲劇を演ずるのほかなく、いたずらに大向うの解釋學者連のあいだに、紛紛たる polemique をかきたてたにとどまり、肝心の勞資双方からは、ついに全く見はなされてしまつたのである。だが、そのまことに魅力的な着想は、國境を越えて、ひととき多大の反響をよび、これに模しての立法化の企ても、幾つか現われるにいたつた。今日奇しくもそれがわが國に再燃を見て、勞資協同の會社の試案となつてゐることは、あまねく人の知るところであり、學者のこれを支援するもの、また少くないようであるが、このことはさておき、その典型となつたフランスの一九一七年法について、その實情の理解が、わが國では、ほとんどなされてないので、本稿の企圖するところを、この範圍にかぎつて、筆者の能力と問題の資料と加えるに推敲の時日とが足らぬままに、辛うじて寄稿の責をふさぎえたらばと思ひ、讀み合わせ書きためたものを勿勿にまとめ、あえて雜文を草する次第である。切に讀者の寛恕を乞ねばならない。ただ、同法失敗の事實を、たんに立法者の見解や解釋學者の polemique やから憶斷的に根據づけるだけでなく、同法が多くのかも重要な事項について定款規定自由の原則を採つてゐる以上、同法の評價は、定款規定の吟味を欠いては、充分だとはいえないと思うところから、この吟味を通して、同法失敗

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

の實情の一端なりとも知りうるならば、幸いであるとなすだけである。先達がこの吟味なくしてなおなした同法評價の手際には、もとより及びえない。

本稿の成るに當つては、フランス語の讀解について、松尾正路先生の御教示を仰いだこと一再ならざるものがあつた。謹んで感謝の意を表したい。

はじめに、労働者参加株式會社とはどんなものかを、一九一七年法が規定するかぎりで、あらましなりとも覗いておくことが、必要なのであるが、他の機會に筆者が觸れておいたように、⁽¹⁾同法規定の全文譯としてこれまでわが國において一つ二つ紹介されたものは、なお誤譯と遺漏とが少くないように思われるので、のちに述べる定款規定の理解のための準備工作的便宜をも併せ考えつつ、この機會に同法正文の拙譯を掲げて、⁽²⁾右の必要に應ぜしめたい。

— 労働者参加株式會社に關する一九一七年四月二六日の法律 —

第一條 會社に關する一八六七年七月二四日の法律 (Loi du 24 juillet 1867 sur les sociétés) に、次の諸規定を追加する。

第六款

労働者参加株式會社

第七二條 すべての株式會社の定款には、會社が「労働者参加 (à participation ouvrière)」株式會社である旨を、定めることができる。

定款にこの規定を存しない會社は、一八六七年七月二四日の法律第三一條第二、第三および第四項 (一九一三年一月二二日の法律により改正) に定められた手續にしたがい、労働者参加の會社に轉換することができる。

労働者参加の會社は、株式會社に關する現行一般規定のほか、次の諸條項の規定にしたがう。

第七三條 會社の株式は、次の二種よりなる。

一、資本株式、または、部分株 (actions ou coupures d'actions de capital)

二、「労働株式」と稱する株式 (actions dites "actions de travail")

第七四條 労働株式は、一八九三年八月一日の法律によつて改正された一八六七年七月二四日の法律第六八條にしたがい労働商事協同組合 (Société commerciale coopérative de main-d'oeuvre) として組織された有給従業員 (男女労働者および男女職員) の協同所有 (La propriété collective) に、ぞくする。この労働商事協同組合は、當該企業に一年以上従事して來た二一歳以上のすべての賃金收得者を、強制的かつ排他的に包含する。有給職を喪失するときは、組合員は、労働商事協同組合におけるすべての請求權を、何らの賠償なくして、喪失する。ただし、本法第七九條の留保は、この限りでない。

會社が、創立と同時に、本法の定める基準にしたがい、労働者参加株式會社として設立されるときは、賃金收得者の協同所有にぞくする株式はこれを設立年度末にいたるまで社内に保留すべき旨を、その定款に定めなければならない。この期間満了のときは、當該株式は、適法に設立された労働商事協同組合に、交付されるものとする。

労働商事協同組合の成員たる労働者および職員に與えられる配當は、協同組合規約の諸規定および協同組合總會の決議にしたがい、これらの者のあいだに、分配される。ただし、株式會社の定款には、拂込済資本が定款所定の利率にしたがい生み出すべき利息に相當する金額を、すべての配當分與に先立ち、資本株式所持者のために、利潤のなから控除する旨を、定めなければならない。

いかなる場合においても、労働株式は労働商事協同組合の成員たる會社の賃金收得者に、個別的に分與されてはならない。

第七五條 労働株式は記名式とし、労働商事協同組合の名義を記載する。また、労働者参加の會社の存續中は譲渡することができないのであつて、その譲渡および引渡の禁止の旨を表示するスタンプを押すものとする。

第七六條 労働商事協同組合の組合員は、その選舉した受權者 (mandataire) を通して、總會において代表される。この選舉に當つて、各組合員は、總會一四日前 (quinze jours avant l'assemblée générale) に締切つた計算にもとづくその作給年額を二一歳以上の賃金收得者に對して會社が支拂う最低給年額で除した商だけの數の表決權を有する。この選舉は、組合員の三分の二以上が選舉集會に出席したときのみ、有効である。

被選舉受權者は、組合員のなから、選出されなければならない。その數は、これを株式會社の定款によつて確定する。

これらの受權者が各總會に臨んで行使しうる議決權の數が、當該總會に代表された資本に與へられる議決權の數に對する割合は、労働株式の數が、資本株式の數に對する割合いと、同じものとする。受權者の議決權の數は、各集會の始めにおいて出席

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

簿を読みあげたのち、これにしたがい、確定される。

出席受権者に歸屬する議決権は、これらの者のあいだに、均等に分配される。端數の議決権あるときは、これを最年長の受権者に留保するものとする。

裁判上の訴の場合には、最近の總會において選舉された受権者が、互選によつて、一ないし數人の組合員代表者を指名する。いまだ選舉が行われたことがないとき、および、被選舉受権者がいずれも労働商事協同組合の組合員でなくなつたときは、本條第一項所定の仕方で、特別の受権者が、選舉されなければならない。その他、労働商事協同組合の總會の決議は、すべて右と同一の仕方、なされるものとする。

第七七條 しかるに、労働者参加株式會社の總會は、定款の變更、または、存續豫定期間を超える會社繼續の提議、もしくは、存續豫定期間満了前の解散の提議に關し、議決をなすときは、資本株式の四分の三以上を代表する株主數を包含しなければ、適法に構成されたものとして、また、議事能力あるものとして、認められない。定款は、この場合に、さらに別段の定めをなすことができる。

總會の議決が労働株式に附與された権利の變動を生ずるときは、この決議は、労働商事協同組合の總會によつて承認されなければ、効力を發しない。

第七八條 労働者参加株式會社の重役會 (Le conseil d'administration) は、労働商事協同組合の一ないし數人の代表者を、包含する。これらの代表者は、株主總會によつて選舉されるのであつて、この總會において協同組合を代表する受権者のなかから選出される。その數は、これを労働株式と資本株式とのあいだに存する割合にしたがつて決定する。これらの者は、他の重役員と同じ任期で選舉されるのであつて、再選を妨げないことも他の重役員と同じである。ただし、これらの者が、もはや會社と賃金關係に立たなくなり、そのため、労働商事協同組合の成員たる地位を喪失するにいたるや、その任期は、終了する。重役會の成員が、三人にすぎないときでも、少くともその一人は、労働商事協同組合の代表者でなければならぬ。

第七九條 解散に當つては、會社財産は、資本株式を完全に償還したのちに、はじめて株主のあいだに、分配される。労働株式に歸屬する分配部分は、右償還ののちに、その分配のために招集された労働商事協同組合の總會の決議にしたがい、現組合員および、一〇年以上會社經營内に勤続したことがある、または、會社存續期間の二分の一以上に相當する勤續期間を有し、かつ、會社を疾病または老年のため引退した舊組合員のあいだに、分配される。

ただし、分配に當つて前項の條件に合する舊組合員は、退社以來一、二、三年等を経過したのに應じて、その勤続期間の一〇分の九、一〇分の八、一〇分の七等に相當する部分をもつてしか、分配に加わらない。

株式會社の解散は、勞働商事協同組合の解散を伴うものとする。

第八〇條 以上の諸規定にしたがう會社は、定款または増資證書に關する印紙税および登録税のうち、もつばら勞働株式の額に對して課されるものみは、これを免除される。

勞働株式の數が資本株式の數の四分の一以上に相當する會社は、さらに、その勞働株式について、一九一〇年四月八日の財務法 (La Loi de finances du 8 avril 1910) 第二五條によつて追加された一九〇三年一月三〇日の法律第二一條においてもつばら勞務者または職人からのみ成るすべての種類の協同組合の普通持分 (parts d'intérêts) または株式に對して認められた利益を享有する。

さらに、これらの證書は、一八五〇年六月五日の法律によつて規定された比例的印紙税および、一八五七年六月二三日の法律によつて創設された譲渡税を、免除される。前項に規定された免税特典のほか、勞働者參加の會社は、現行の法令によつて公共勞働の入札および引受に關し協同組合に認められた利益を享有する。

第二條 一八六七年七月二四日の法律第六四條第二項に、次の規定を追加する。

「會社が勞働株式發行の權能を行使するときは、この事情は『勞働者參加』という語表の附加によつて、これを明かにするものとする。」

要するに、勞働者參加株式會社とは、株式會社企業に従事する勞働者の間接的な經營參加（株主の共益權に對し）と利潤參加（株主の自益權に對し）とを主たる目的として、彼らの全體を勞働商事協同組合なる一の法人に結集し、これを株式會社資本の擬制的な一部たる勞働株の所有名義者となすことによつて、株式會社と協同組合との有機的な一體を構成するものであつて、會社の二重組織 (Doppelgesellschaft) の一例と見ることができよう。かような形式にのみ着目して、一九一七年法の權想を評價するときは、たしかにそれは、勞働者を彼らが従事する企業のなかに

機構的に高く地位づけるまことに巧妙な考案というべく、これによつて勞資同權の理想が實現されえないのは、むしろ不可思議とさえ思われるくらいである。だから、少くとも制度そのものとしては、資本主義的な株式會社の枠内で、労働の積極的な地位づけに、人智の及ぶかぎりをつくしたものと評してよからう。⁽³⁾

しかるに、同法の實績たるや、きわめて微々たるものであつて、この妙案が完全に失敗の憂き目を見たことを立證する以外の何ものでもない。すなわち労働者参加の方式を採る株式會社の實數は、同法公布翌年の一九一八年に四、一九二四年初めには一一、⁽⁴⁾同年暮までにはやつと一二となつたにすぎない。⁽⁵⁾そして、この年を頂點に、その後は逆に減少の一途をたどり、一九二七年現在なお確實に存在するもの、わずかに三という悲しむべき狀況であつた。⁽⁶⁾二万を超える當時の株式會社の實數に比べて、右の頂點たる一二ですらもが、まさに大海の一粟でしかなかつたこと、⁽⁷⁾および、生残りの三會社といえども、次に述べる通りに、その實態は、おおむね龍頭蛇尾と評してよいようであることから、結局、一九一七年法は、實施後一〇年を出ないで、ほとんど死法 (Gestorbene Recht) と化し去つたと見るべきであらう。

生残りの三會社というのは、

- 一、ノオジヤン製粉株式會社 (Société Anonyme des Grands Moulins de Nogent sur Seine)
- 二、トロワ新聞株式會社 (Société Anonyme du Journal "Le Petit Troyen" à Troyes)
- 三、パリ製粉株式會社 (Société Anonyme des Grands Moulins de Paris)

であつて、これらは、大戰後の經濟的變動、とくに、うち續くインフレーションの激化によつて、企業利潤をあげることのすこぶる困難な狀況のもとで、とにかく一九二三年まで規則正しく株主に配當を支拂つた唯一の労働者参加株式會社であるといわれる。⁽⁸⁾このことには、法律的に眺めても、それ相當の理由がなければならぬと思うので、三會社の

實態を次にたしかめて見よう。

先づ、ノイジャン製粉株式會社は、一九一七年七月に、セエヌ河畔ノイジャンの製粉工場主たちによつて、しかも被用者たちとの事前の協議なしに、一方的に設立された労働者参加株式會社である。資本額は、一、五〇〇、〇〇〇フランであつて、額面金額五〇〇フランの株式三〇〇〇口と無額面の労働株六〇〇〇口とに分割される。資本株に對する八%の優先配當を分配し、かつ、法定準備金として純益の五%を留保したあと、殘餘の利潤は、勞資兩株式に平等に分配される。労働協同組合 (Coopérative de main-d'oeuvre) は、一九二〇年八月以來存続している。當初は、總數三二人の被用者のうち二〇人がそれに所屬し、殘りの一二人は、年齢二一歳未満であるか、または、該株式會社における勤務がいまだ一年に達しない者であつた。労働協同組合は、二人の代議員によつて、株式會社の重役會 (定員一二人) において、代表される。労働協同組合に歸屬する配當、ならびに、被用者代表重役員の賞與金は、労働協同組合の決議により、賃金に比例して、協同組合の成員に分與される。設立初年度たる一九一九—二〇年の貸借對照表年度においては、労働協同組合は、一七、九六五・二五フランの利潤配當、および、三〇〇〇フランの重役賞與金 (jetons de présence) を收得し、賃金の二七%に達する分配係數を實現して、その氣勢を示した。そして、個々の被用者が收得した總額は、最低六五一・二〇フランから最高一九五七フランにおよんだのである。だが、あくる一九二〇—二一年の貸借對照表年度においては、労働協同組合の收得額のうち、重役賞與金の三〇〇フランは不變であつたが、配當金は少しく下落して、九七四九・四五フランとなつた。この額は、二八人の労働協同組合員のあいだに、分配された。そして、組合員一人當りの收得額も、最低二八〇・二五フランから最高一〇六四フランという風に下廻つた。⁽⁹⁾

次に、トロワ新聞株式會社は、一九二一年に労働者参加株式會社に轉換した。しかも、これまた、従業員との事前

の協議なしに、重役會の一方的な決議にもとづいて、轉換したのである。會社資本額は、二〇〇、〇〇〇フランであつて、額面金額二五フランの資本株八〇〇口と無額面の労働株一六〇〇口とに分割される。労働協同組合は、年齢二二歳以上にして、該株式會社の勤続一年以上におよぶすべての主筆、職員および労働者を、強制的に包含する。重役會は、五人の成員のほか、一人の労働協同組合員を含む。重役會が收得する賞與金は、純益の二〇%である。設立當初の一九二一年には、二六、五〇〇フランが、労働協同組合の成員への配當として、分配された。労働協同組合は、この年に、職員および労働者二五人を包含した。⁽¹⁰⁾

以上二つの實例からして明らかなることは、これらの労働者参加株式會社は、被用者側との事前の協議なしに、雇用者側の一方的な發意にもとづいて、設立されたものであつて、いわば恩惠的な施與の色彩に濃く染められているのを認めないという事實である。ムラ (Mourat) が述べて、労働者参加株式會社はたんなる寛容の性格を餘りにも持ちすぎているとなしているのは、けだし至言である。⁽¹¹⁾そして、雇用者にかような寛容の精神があつてこそ、はじめて被用者の利潤参加が實際に行われえたのであつて見れば、それが欠けるときは、そもそもこの種の會社形態が採用されなかつたか、または、採用されたにしても、大抵のこの種の會社においてさうであつたやうに、正規の利潤配當が行われえなかつたのも、何ら怪しむに當らないようである。これは、一九一七年法が、この會社形態の採用について、任意主義をたてまゑとなし（法第七二條）、また、この會社形態の具體的な構成についても、相當に思い切つた定款規定自由の原則を押し立てているための結果に他なるまい。

だが、よしんば雇用者側からの溫情的な好意にもとづくにもせよ、いつたん採用された労働者参加の方式が、その具體的な内容構成のいかんによつては、かえつて被用者側からの自主的な協力を觸發する契機となることも、考えられなくはないから、⁽¹²⁾ここに、定款規定自由の原則は、なお詳細な實證的検討を要する當面重要な課題となつて來るの

である。そこで、以下パリ製粉株式會社の定款規定を素材として、右の検討を進めて行くことにする。ただし、同定款規定を前掲一九一七年法正文と突き合わせながら、その詳細な逐條評釋を試ることは、紙幅の関係上許されないので、はじめに同定款規定の拙譯を掲げたくて、これを總體として眺め、重要と思われる諸點を摘出して、若干の考察を加えるにとどめたい。

——パリ製粉株式會社定款抜萃——

資本 一〇、〇〇〇、〇〇〇フランとし、これを五〇〇フラン株二〇、〇〇〇口に分つ。うち四〇〇〇〇口が普通株であつて、一六、〇〇〇口は優先株である。その他に、なお四〇〇〇〇口の額面價格なき労働株が存在する。

重役會 此れは最少六人、最大一八人の成員から組織される。これらの者は、總會によつて、指名されるのであつて、そのうちの六分の一は、株式會社の總會に出席した労働協同組合の代表者のなかから、選出される。保證株供託の義務を法律によつて課されている重役員は、二〇口の株式を所有する者でなければならぬ。

總會 株式會社の總會には、五人の労働代表者が、列席しなければならぬ。
年度貸借對照表 純益の處分として、次のものが算出される。

- 一、法定準備金として五%。
- 二、優先株に對して八%の配當。
- 三、資本株に對して八%の優先配當。
- 四、残余利潤のうちから重役會に對して一〇%の賞與金。
- 五、残余は、資本株と労働株とのあいだに、均等に分配される。

労働協同組合規約

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

本規約は、株式會社の定款の構成部分であつて、その第五三條として、定款に附加されるものとする。

第一條 パリイ製粉株式會社の勞務者および職員は、法律および本規約の定めるところにしたがい、労働協同組合を組織する。

第二條 本協同組合は、パリイ製粉會社のすべての男女勞務者および男女職員を、經營におけるその地位およびその賃金の高低に全くかわらずに、強制的かつ排他的に包含する。ただし、最低二一才にして、會社に少くとも一年中斷なく従業し、かつ、任命権限ある會社代表者によつて任用されている者であることを要する。

パリイ製粉會社における有給任用を承諾したときは、その法律効果として本規約の諸規定および労働協同組合の總會の決議にしたがわなければならない。

労働協同組合の成員は、組合員 (Participants) たる法律上の地位を有する。

何らかの理由にもとづき労働關係から脱退するすべての被用者は、それによつて組合員たる資格をも、また、協同組合に對していまだ主張していなかつた權利をも、喪失する。しかも、右にもとづき、何らかの損害賠償請求權を導き出すことはできない。ただし、第一四條所定の留保は、この限りでない。

第三條 労働協同組合は、パリイ製粉會社がその賃金労働者のために發行した四〇〇〇〇口の労働株、ならびに、將來なお發行する同種の株式の協同占有、および、所有を目的とする。本協同組合は、右のほか、労働株に歸屬する配當その他の収入の取立、および、分配、ならびに、被選舉受權者の媒介によるすべての權利の行使 (第八條による) を目的とする。

第四條 労働協同組合は、法律にしたがい、かつ、それ以上の手續を要することなくして、株式會社による製粉操業開始の一年經過のうちに、成立するものとする。本協同組合は、株式會社存續豫定期間満了前の解散決議、または、株式會社の完全な合併 (la fusion)、もしくは、總財産の引渡があつたときに、はじめて消滅する。なお、労働協同組合の總會の同意があつたときは、株式會社の特別總會の決議によつて株式會社に先立ち解散することを妨げない。

第五條 本組合の名稱は、「パリイ製粉會社労働協同組合」(Société Coopérative de main-d'oeuvre de la Société des Grands Moulins de Paris) とする。

その所在地は、パリイ製粉會社の現時の營業所が存在する會社所在地……………にある。

第六條 労働協同組合は、何らの組合資本をも有しない。その財産は、たんに、パリイ製粉會社によつて四〇〇〇〇口まで發行された、および、なおそれ以上に發行されるべき額面價格なき労働株、ならびに、それらの収入から成るのみである。

いかなる場合にも、労働株は、労働協同組合の成員たる會社の貸金労働者の個人的所有にぞくすることはできない。

第七條 労働協同組合は、受任者によつて、管理される。受任者は、協同組合員の總會によつて選舉され、解任されるのであつて、協同組合員たることを要する。被選舉定員數は、五人とする。これらの者は、常設の委員會を組織し、委員長および書記各一人を互選する。受任者は、總會によつて三年毎に改選されるのであつて、再選を妨げない。受任者の事務活動については、賠償はなされない。受權者が、死亡し、解任し、または、解任され、もしくは、會社との貸金關係から脱退するときは、事件のときから二ヶ月以内に、協同組合員の總會の決議によつて、補充されねばならない。

最初の受權者は、第四條所定の日附より一ヶ月以内に、特に例外として株式會社の重役會が招集する總會によつて、選舉される。この總會のときより、協同組合は、存続するものとする。

第八條 協同組合の常設の委員會は、協同組合と株式會社とのあいだの媒介に仕奉する。委員會は、特に、株式會社の總會において、労働株を代表し、かつ、労働株に附與されたすべての權利を行使する。

委員會の成員は、株式會社の重役會への被選舉權を有する。

委員會は、協同組合の總會の招集を管理し、集會の場所および日程を決定し、協同組合員の名簿をととのえ、および、各組合員に歸屬する議決權數を定める。委員會は、すべての提案を集會にかけ、かつ、議事の執行を掌る。

委員會は、労働株に歸屬する配當を收受し、協同組合員への分配を行い、かつ、協同組合の善良な管理のために必要なすべての處置をなす。

紛争があるときは、委員會の多數決による。

第九條 法廷における（原告または被告としての）協同組合の代表は、最近の總會において選舉された受任者によつて、これを委員會の一ないし數人の成員に移讓することができる。いまだ選舉が行われたことがないとき、または、委員會の被選舉成員のいづれもが何らかの理由にもとづき協同組合の代表を引受けることができないときは、協同組合員の總會は、その代りに、特別の受任者を選挙する。

第一〇條 労働協同組合の成員は、必要と認められるとき、および、少くとも毎年一回株式會社の通常總會ののち三ヶ月以内に、總會を開催するものとする。

協同組合の集會は、掲示によつて招集される。この掲示は、少くとも一〇日前に、株式會社の主たる作業場において行われな

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

ければならない。

委員會の成員は、集會の議事日程にもとづき、集會の少くとも一四日前に提出された議案を、告知すべき義務を負う。これらの議案は、協同組合員に拂渡される貸金總額の四分の一以上を取得する組合員の集團によつて、提起される。

集會の議長は、常設の委員會の委員長がこれに就く。集會は、二人の投票係および一人の議事録係を指名する。

出席簿を作成し、これに出席者各人の氏名、および、議決權數を記載するものとする。

第一一條 労働協同組合の成員たるパリー製粉株式會社のすべての貸金取得者は、労働協同組合の總會に參與する權利を有する。これらの者は、集會の一四日前に確定されるその俸給年額を、株式會社が二才以上の被用者に拂渡す最低貸金年額をもつて、除した商だけの數の議決權を、保有する。

集會は、協同組合員の三分の二が出席するときは、議事能力を有する。集會の議決は、出席成員の單純な多數決による。ただし、第一二條の場合は、この限りでない。可否同數なるときは、委員長の決するところによる。

總會の決議は、これを議事録に記載し、委員長、投票係および書記がこれに署名する。この議事録の寫本および抄本には、協同組合の二人の受權者がこれに署名するものとする。

第一二條 規則的に招集される總會は、協同組合の全体を代表する。その決議は、すべての協同組合員を、すなわち、欠席者、不賛成者および欠格者をも、拘束する。

總會は協同組合の受任者を任命し、その報告を聴取し、審議し、その計算を承認し、または、それを拒絶し、および、年次利潤分配の額を決定する。

總會は、議事日程に上されるすべての提案に關して、審議し、議決する。

總會は、本規約の追加または變更を行い、協同組合の存續豫定期間満了前の解散を宣言し、および、労働株に附與された權利の變動を生ずる株式會社の總會の決議を承認する。右のいずれの場合たるを問わず、その決議は、出席協同組合員の議決權の三分の二の多數決による。

第一三條 招集、分配、および一般に協同組合の管理の諸費用は、労働株に歸屬する配當の額のなかから、交付される。年次總會は、この交付額の高を確定する。

總會は、右のほかに、救済または年金金庫の開設のために適當と考える準備金の形成のために、この配當の額からの控除を決

議することができる。

この額の控除のあとに残る資金は、協同組合にぞくするすべての賃金労働者のあいだに、すなわち、年齢二一才以上にして、かつ、一年以上繼續して株式會社の事業場または事務所に従業して來た男女勞務者および男女職員のあいだに、分配される。

この分配は、各協同組合員が最終分配のあつた時以來取得した賃金または賠償の額に比例して、行われる。株式會社の總會が配當の分配を決定する當日に、何らかの理由にもとづき、もはや株式會社の従業員でなくなつた賃金取得者は、配當から生ずる利潤額の分配を請求する何らの権利をも有しない。

協同組合員の總會の翌月には、被用者の常設の委員會は、協同組合員の持分の分配を定める。この決定は、八日間これを権利者の自由檢閲に供する。なお、期間の終りに檢閲にもとづいて提起された訴は、委員會がこれを終審的に裁決する。

分配は、異議申立期間の經過後に、行われる。分配によつて協同組合の成員に歸屬し、かつ、これらの者によつて異議申立期間經過後五年間引出されなかつた金額は、これを協同組合のために積立金に繰入れる。その用途は、協同組合の總會がこれを決定する。

第一四條 パリイ製粉株式會社の解散に當つては、勞働株に歸屬する財産部分は、勞働協同組合の總會が任命する一ないし數人の清算人を通して、権利者のあいだに、分配される。

この分配には、次の者が參與する。

一、一〇年以上、または、會社存續期間の半分以上、繼續して株式會社の企業に勤務して來たことを立證する協同組合員。

二、右と同じ勤続期間を有し、かつ、疾病または老年のため退社して以來一〇年を超えない協同組合の舊成員。

各権利者の持分は、その勤続期間に比例して、確定される。株式會社を退職した舊成員にして、前掲の條件に合する者は、退職以來一年、二年、三年等を經過したのに應じて、その勤続期間に相當する持分の一〇分の九、一〇分の八、一〇分の七等の割合をもつてしか、分配に參與しない。この割引から生ずる金額は、協同組合員のあいだに、その勤続期間に應じて、分配される。

各権利者は、一ヶ月間各利害關係人の閱覽に供される分配目論見書について、清算人または清算人團を通して、個人宛信書による告知を受ける。

分配は、勞働協同組合の總會による分配目論見書の確認のうちに、はじめて行われる。この總會には、すべての権利者が簡單

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

な書状によつて、個人的に招集される。舊協同組合員は、この集會に入場を許可されて、その在職期間の最終の年に有した議決権數をもつて、その議決に參與する。

この確認が行われたのちには、いかなる異議もはや受理されない。個人宛書留書状による再度の通知のち六ヶ月を經過するもなお権利者によつて受領されなかつた金額は、前掲の諸規定にしたがい、協同組合員および分配に出頭した舊協同組合員のあいだに、分配される。

清算および分配の諸費用は、権利者のあいだに、均等に分配される。

右の定款規定をひとわたり眺めて、最初に問題とせねばならぬのは、いうまでもなく、労働株の形成である。これについて、一九一七年法が定款の規定に委ねたもつとも重要な自由事項は、株式數である。この口數は、労働協同組合の受権者が當該株式會社の株主總會に臨んで行使しうる議決権の簡數、および、これらの受権者のなかから株主總會によつて選ばれて株式會社の重役會の成員に加わる者の員數を、決定する唯一の基準とされている（法第七六條第三項および法第七八條第一項）。したがつて、それは、労働者の經營参加の程度を、ほとんど確定的に制約する條件と見てよい。經營参加は、利潤参加とならんで、本法構想の二大眼目であるから、もしも定款の定める労働株の口數が労働者の經營参加を骨抜きにするほどに壓倒的な少數であつたならば、本法の構想は、その一角から崩壊せざるをえない。上來見た實例によれば、ノオジャン製粉株式會社が資本株三〇〇〇口に對して労働株六〇〇口、また、トロワ新開株式會社が資本株八〇〇〇口に對して労働株一六〇〇口と定めて、いずれも五對一の割合を採つている。したがつて、労働株主の議決権數は、總會に代表された資本株主の議決権數の五分の一となり、また、被用者代表重役の員數は重役會定員數の六分の一となるわけである。パリ製粉株式會社の定款にあつては、資本株は、普通株に限られず、優先株をも含むから、兩株式數を合算した二〇、〇〇〇口が労働株の四〇〇〇口と對置される。したがつて、これもまた、五對一の割合を示す。

この割合によつて、先づ、總會における勞資兩株式の議決權數の振當てを考ふるに、それは、次のごとくならう。パリイ製粉株式會社の定款には、株式保有の最少數をもつて議決權を制限するような規定は別段見當らないから、一八六七年法第二七條はこれに適用なく、一般原則（フランス商法典第三四條第三項参照）にしたがつて、資本株主たると勞働株主たるを問はず、各株主は、保有株式一口につき一箇の議決權を行使することができる。ただし、總會への出席は、勞働株主にあつては、つねに法定代表者によるのに對し（法第七六第一項）、資本株主にあつては、自己または任意代理人によるのであるから、いきおい、總會において現實に呈示される株式數も、勞働株は文句なしに總數四〇〇〇口と見込んでよいが、資本株は少くとも若干數の脱落を覺悟しなければなるまい。いまこの脱落資本株數を、通常總會の議事定足數たる總株式數の四分の一（一八六七年法第二九條）とにらみ合わせたくて、一八、〇〇〇株と見積つてみよう。⁽¹⁴⁾かような極端な場合は、もちろん實際上現われなないかも知れないが、法律上は、總會において代表される資本株がわずかに二〇〇〇口であつても、その總會は議事能力があることになり、この二〇〇〇口の資本株數に對して前記五對一の勞資兩株式數の比率が按配されて勞資兩株式の議決權數の比が決定されて來ることは、すこぶる重要な問題である。すなわち、この場合、資本株の議決權數二〇〇〇箇に對して、勞働株の議決權數は四〇〇箇となる。また、特別總會の議事定足數に關しては、一九一七年法第七七條第一項が特に資本株總數の四分の三を要求しているから、脱落してもよい資本株數の限度は、五〇〇〇口にとどまり、もしも實際にこの限度までの脱落があつた場合には、資本株の議決權數一五、〇〇〇箇に對して、勞働株の議決權數は三〇〇〇箇となる。もつとも、同條同項末段は「定款は、別段の定めをなすことができる」とうたつて、この特別定足數の規定の任意法（dispositives Recht）であることを意味しているが、⁽¹⁴⁾パリイ製粉株式會社の定款には、かような別段の定めは、見當らないのである。ともあれ、總會において代表される資本株の口數が、法定の最少限であつても、また、總會にお

いて行使される議決権の箇數が、各總會ごとに変化するとしても、勞資兩株式の議決權數の比率は、兩株式の口數の割合に、つねに等しいのであつて、五對一の布陣は、株主總會を通しての經營参加において、資本株主の絶對的優位を確保したものとわねばならない。すなわち、かような布陣にもとづいて、議決が行われるときは、通常總會ならば過半の多數決（一八六七年法第二八條第一項）、特別總會であつても、三分の二の多數決によるのであるから（一八六七年法第三一條、ただし、本條は、一九一三年法により改正）、よしんば労働協同組合の受權者たちがスクラム組んで労働株の議決權を行使したとしても、資本株主からの相當數の同情投票を集めないかぎり、わづかに四〇〇票または三〇〇〇の自己の票數をもつて、二〇〇〇票または一五、〇〇〇票から成る資本株主鐵壁の陣を抜くことは、もとより不可能事にぞくするのである。もつとも、總會の議決が、労働株に附與された諸權利の變動を生ずるときは、この決議は、労働協同組合の總會によつて承認されなければ、終局的に有効とならないから（法第七七條第二項、規約第一二條第四項）、その限度で労働側の意思が、消極的ながら尊重される。だがしかし、かような特別決議は、⁽¹⁵⁾積極的に労働側の意向を株主總會に反映せしめるには、決して役立たない。五對一の勞資兩株式數の割合は、かくして、労働者の經營参加のための第一の砦を瓦解せしめる資本側の地下工作にほかならない。

第二の砦は、労働協同組合員の重役會参加であるが、これまた、五對一の比率によつて、右と同様な結末を餘儀なくされる。前掲定款抜萃によれば、株式會社の重役會は、最少六人、最大一八人の定員から成るとされるから、被用者代表重役員は、その最少のときで一人、その最大のときで三人にすぎない。いつたい、被用者代表重役の制度は、一九一七年法の改革の中で、もつとも重大な意義を有するものであつて、この改革に際して、もつとも強大な抵抗に遭遇したものである。というのは、重役會は、理論上は、株主總會の次に重要な株式會社機關であるとしても、實際上は、完全に最高機關たる地位に立つことが、益々明かとなつて來ているからである。事實、株主總會は、「觀客少

き喜劇」を演ずるだけであつて、株式會社の經營指導は、ほとんど重役會の專決するところである。しかも、重役會の成員は、おおむね財閥層または政治的有力者層で固められているのが常であるから⁽¹⁶⁾（とくにフランスにおいて）、資本とならんで企業の維持繁榮に決定的な生産要素たる勞働は、株式會社の代表および指導の面には、全く無視し去られていたのである。かようにもつばら資本家的にしつらえられた重役會の組織のなかへ、一ないし三の勞働代表者を送り込んだとしても、これを迎える五ないし一五人の資本代表重役にその人をえないかぎり、數的な優劣關係は絶對的である。元來、被用者代表重役員は、重役會の一員としては、株式會社に對し委任契約關係に立つのであるが、他面、自ら一個の被用者として、株式會社に對し雇傭契約關係に立つのであつて、かかる法的二重地位（*rechtliche Doppelstellung*）にまとわる實際上の困難は、實に由々しいものがある。彼らは、後者の地位を喪うによつて前者の地位を失うことを慮る結果（法第七八條）、恐らくは、餘りに資本側の力に服しすぎて、もはや實際に独立な勞働代表者として認められえなくなるであらう。⁽¹⁷⁾ かようなハンディキャップを考慮に入れるときは、五對一の比率は、いよいよ勞働側にとつて不利益なものとして、映するのである。もつとも、右に對しては、逆に、被用者代表重役がその數的な劣位を超えて影響力を及ぼすような次の二つの可能性が、考えられないではない。第一は、被用者代表重役の二重地位を逆用して、肝惡なデマゴグや過激なイデオログたちが、重役會の内部に、勞資の一層苛烈化された摩擦を運び込んで、いわば重役會荒しを敢行するにいたる場合である。第二は、これと反對に、被用者代表重役の二重地位に、適當な人物が選出されることによつて、勞資双方が經濟的經營的教養と訓練を積み、相互の理解と好意を深めるにいたる場合である。⁽¹⁸⁾ だが、右の悲觀的と樂觀的との二つの可能性は、次の事實によつて、けつきよく裏切られる。それは、こうである。一八六七年法第二二條第二項によれば、重役會の任務たる、高級のまたは本來的な管理と業務執行または指揮との二つの活動領域のうち、後者の領域は、これを代表重役または社長に委任しうるものとされるの

であるが、前示のごとき政治的經濟的有力者連が重役の地位を引受ける唯一の動機は、賞與金 (tantième) や優先株を手に入れることにある場合が多いから、いきおい、株式會社の經營指導の實權は、たんなる廣告看板的存在だけで多大の報償を收得している重役員のあいだにはなく、むしろ、現實に職務の勞苦を引受ける社長的手中に歸するようになる。⁽²⁰⁾そして、かような傾向は、勞資の對立を一層尖鋭化し、株式會社をして、完全に專制的指導を受ける企業へと、轉成せしめる。⁽²¹⁾かくては、五對一の比率による重役會への労働者参加も、何らの功を奏しえない。パリイ製粉會社における労働者の經營参加は、ついに、同社社長の巨腕のもとに崩れ去らざるをえないのである。

次に、労働株の形成は、被用者の利潤参加を、いま一つの重要な目的とする。前掲定款抜萃によれば、パリイ製粉株式會社は、ノジャン製粉株式會社と同じく、法定準備金 (純益の5%) と資本株への優先配當 (拂込濟額の8%) とを控除したあとの企業利潤のうちから、重役賞與金を支拂つたうえで、はじめて殘餘が勞資兩株式のあいだに平等に分配される。しかし、パリイ製粉會社にあつては、資本株の五分の四が優先株であるから普通株8%の優先配當にさらに先立つて、優先株8%の配當が大量に確保されねばならない。⁽²²⁾普通株でも充分優先的な利益を享受しうるのに (法第七四條第三項)、なお壓倒的多數の優先株を發行したのは、定款作成者たる資本側が、労働者参加株式會社につきものの資本逃避の危険を、いかに惧れたかを物語る。⁽²³⁾利潤配當に優劣關係をつけることの實際的な結果は、企業利潤が少い場合は、資本株主なかんづく優先株主に有利となり、その反對の場合は、労働株主に有利となることにある。⁽²⁴⁾當時の經濟的な情勢としては、いままでもなく、前者の場合が、一般的な現象であつたから、右の事實にひそむ資本側の底意は、いまや明かである。あとは、資本株の配當利率の問題だけであるが、これは定款の自由に委ねられてあるので、資本株に不利益な結果が、そこから出來することはない。かくして、資本株のための利益の先取が行われたのち、殘餘の利潤は、重役會の成員たる勞資兩代表者、および、株主總會を構成する勞資兩株式のあいだに、分配さ

れる。労働者の經營参加は、これによつて、實質的な利益の對應を持つことになる。しかし、これによつて、企業収益分配面での勞資同權が、眞個に實現されるかは、なお定款の規定について、これを検討して見なければならぬ。前掲定款抜萃によれば、重役賞與金は、右殘餘利潤の一〇%となつてゐるが、重役會における労働代表者は、全成員の六分の一であるから、被用者代表重役員の收得額は、いかに多くても、賞與金總額の六分の一を超えることはあるまい。次に、殘餘の配當金は、勞資兩株式のあいだに、均等に分配されることになつてゐるが、平等分配とはいかなる意味であるのか、言葉は稍々紛わしいが、各株等額の配當を意味するものと解釋するならば、資本株への配當總額五に對して労働株へのそれは一となるわけで、ここでも五對一の割合で資本株の絶對優位の足場が築かれてゐる。一九一三年五月一九日の「株式による労働者参加會社」⁽²⁵⁾ (“Société par actions à participation ouvrière”) に關する上院議員アンリ・シエロン (Henri Chéron) の草案では、資本株四對労働株一以上の割合となつていたのであるが、國會は、かく定めることによる資本の逃避を懼れて、各企業の定款の自由に一任する方法を探つた。⁽²⁶⁾したがつて、資本株への優先利拂の後の利潤配當を勞資兩株式數の比率にかかわらしめるといふことは、別段一九一七年法が明示的に要求するところではない。だから、この配當の順序および割合の具體的細目については、定款をもつてその間に優劣を設け、労働株を優先株あるいは後配株とすることも妨げがないであろう。もつとも、草案第七三條には、「労働株は、次の諸條項の規定に従うほか、資本株の權利と同等の權利を與える」といふ條項があつた。この條項は、上院で削除されたが、法の趣旨には變更がないものと、一般に解されているから、⁽²⁷⁾定款は、この趣旨に則つて、規定するところあらねばならない。だが、問題は、まさに「何が勞資同權か」にある。企業利潤を擧げることが特に困難な當時の情勢のもとでは、労働株を後配株とするよりは、按分比率をもつて殘餘利潤の配當に臨む方が、労働側のためには、より確實有利な方法であつたといえるかも知れない。だが、この方法が必ずしも勞資同等の利潤参加を持ち來す

フランス「労働者参加株式会社」の幻滅

ゆえんとはならないことは、上述したところから、明かである。ことに、労働協同組合員の數が増加するときは、被用者一人當りの收得額が減少することは、曩にあげたノオジャン製粉株式會社の例にも、窺われる事實である。

かように見て來ると、被用者の經營参加も利潤参加も、原始定款における資本株五對労働株一の比率によつて、戦の勝敗をすでに決せられているといわねばならない。労働株主たる労働協同組合は、せいぜい少數株式の保有者に匹敵する程度の参加をしか實現しえないのであつて、しかも、その参加は、個々の被用者にとつて見れば、間接的な参加にすぎないから、實際上は、雇用者の排他的處分權によつて特徴づけられる共算的参加 (partiarische Beteiligung) に對して、何ほどの進歩を示すものであるのか、はなはだ疑問である。⁽²⁸⁾もつとも、前掲労働協同組合規約には、労働株が、既發行の四〇〇〇〇口のほかに、なほ將來發行されうべき旨が、うたわれてあるから (規約第三條前段および第六條第一項)、もしもこの種新株が發行されるならば、五對一の比率は破れて、労働側の劣勢を挽回することも可能である。しかし、労働株の増發は、一九一七年法上株式會社の一種の資本増加と看做されうべきものであるから、もちろん、原始定款の變更を目的とする株式會社の特別總會の決議によらねばならぬのであつて (法第七七條)、たんに原始定款中の労働協同組合規約の變更のみを目的とする協同組合の特別總會の決議によつては、可能でない (法第七六條第五項末段參照、規約第一二條第四項)。ただ、この場合、株式會社の資本増加は、當然に、協同組合の財産増加をもたらすから (規約第六條參照)、協同組合としては、その特別總會の決議をもつて、右株式會社の特別總會の決議を、承認することができただけである (法第七七條第二項および規約第一二條第四項)。かように労働新株の發行が、株式會社定款の變更を目的とする株主總會の決議に委ねられているかぎり、そこでの絶對多數者たる資本側が、資本逃避の危険を現前してまでも、特段の好意をもつて、労働側にしかく高い割合を施與するものでないことは、容易に豫想しうるところである。加えるに、労働株は、もつばら企業内部の労働者問題を解決するための法律構

成をしか具えず、對外的には、それ自體として、何らの債權擔保的性格をも持たない特殊の株式であるから、⁽²⁹⁾この種株式の増發は、會社債權者の地位を、それだけ不安ならしめ、ひいては取引の圓滑と繁榮を望みえないことになる。⁽³⁰⁾この危険を賭しての勞働株増發の敢行により、資本側が自ら好んで墓穴を掘るとは、どうしても考えられない。

一九一七年法における勞資同權の構想は、かくして、ひとたび定款規定に具體化されるや、突如として五對一の對決からすべてをくりひろげる。だが、この比率に現われた勞働投下の評價が、勞働投下を資本投下と同等の權利ある一の價値出資と見る同法の根本的立場に準據して、何らの肆意的な要素をも混入することなく、合理的かつ公正に、決定されたものであるとは、上來見たところからして決して、斷言しえないのである。

勞働株の形成に次いで重要なのは、勞働協同組合の形成である。前掲規約によれば、パリー製粉會社勞働協同組合は、一九一七年法上のこれに關するきわめて不判明な法律構成に對して、とにかくにも一應の恰好をつけている。勞働者參加株式會社のごとき任意的制度の實際上の成否は、一部は、精密な法律構成のいかに、かかつている。何となれば、その規定が不明瞭であり、また、法的に矛盾多いものであればあるほど、任意規定を有する法律の適用に對する抵抗は、實際上それだけ大であるからである。⁽³¹⁾この抵抗を押し切ろうとする細大あらゆる努力のあとが、同法の數少い適用例の一たる前掲定款規約中の、例えば、株主總會に参加する協同組合の被選舉受權者の定員數を五人と定めたことや、これらの者が同時に内に向つては協同組合の管理を擔當すべく常設委員會を構成すべきものとしたことや、さらには、協同組合内部における利潤分配額の個別的量定の基準を各組合員の賃金その他の報償の額に置いたことなどに（規約第七、八、一三條參照）、うかがわれるのである。だが、より重要な事項は、勞働協同組合なるものの法形態である。一九一七年法第七四條第一項前段では、それは、可變資本可變社員株式會社 (Société anonyme à capital et personnel varia le) として、設立されるものとなつてゐるのであるが、この組合は性質上商人目的を

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

有しないのみならず、さらに、一九一七年法はこの組合の資本について何らの規定をも置いていないので、定款の定めによる補充がないかぎり、この組合は、そもそも商法上の會社（*Société commerciale*）たりえず、たんに、被用者利益の均等な擁護を目的とする民法上の社團（*Association civile*）（フランス民法典第一八三二條）として、これを見るほかはないのであつた。⁽³²⁾この矛盾を解決するため、前掲規約は、労働者協同組合（*Société commerciale coopérative de main-d'oeuvre*）なる法上の語表を避けて、たんに労働協同組合（*Société coopérative de main-d'oeuvre*）なる語表を用いたのみならず、さらに、その法形態を、明かに商法上の會社ならざるものと定めた（規約第三條および第六條）。したがつて、組合資本は存在しないが、組合財産の存在は妨げない（規約第一三條第二項および第七項参照）。經濟者弱者たる被用者に、ただちに、資本主義的な株式會社を組織させようとするならば、到底、一九一七年法第七四條第一項のごとき加入強制を押し通すことは、望みえなくなるであらう。かくては、折角労働株のごとき、労働力の擬制的な資本化（*Kapitalisierung der Arbeitskraft*）による被用者の企業参加の方式を、考案した立法の趣旨は、大なしになつてしまふ。⁽³³⁾ただ、被用者の資力が向上した事業後年期には、労働協同組合の特別總會の決議をもつて、規約を變更し、可變資本會社組織に轉換することは（規約第一二條第四項前段）、比較的容易であらう。⁽³⁴⁾

最後に、被用者代表重役の保證株（*actions de garantie*）を問題としなければならぬ。いつたい、一八六七年法第二二條では、重役員は株主でなければならぬとされるから、一九一七年法第七八條の解釋上も、労働協同組合の代表者たる被用者個人ではなく、その代表者の人格（*Person*）に表わされた労働株主たる労働協同組合なる法人自體が、労働者参加株式會社の重役員として、會社に對し委任契約關係に立つわけであつて、⁽³⁵⁾かような解釋からすれば、重役會における労働協同組合の代表者は、個人として責任を負わず、重役としての彼らの活動については、労働

協同組合が、單獨で責任を負うことになる。それとともに、彼らは、一八六七年法第二六の要求する保證株の供託を、義務づけられないで済む。前掲定款が資本代表重役のみに二〇口の保證株供託の義務を課しているのは、このゆえである。だが、残る問題は、労働協同組合自體としては、保證株供託の義務があるかである。これについて、一七一七年法は、何らの規定をも置いていないので、會社定款の定めに従わざるをえないのであるが、これまた、規定がないようであるから、労働代表重役の管理業務に、不良執行なきことの物的保證は、ほとんど絶無といつてよい。⁽³⁶⁾せいぜい、労働協同組合の些少な保有財産（これについては前述した）が擔保となるくらいだが、これがために彼らが職務執行上綿密を期するとは、保證されまい。この點で、資本代表重役が、業務執行に個人的な關心を有するのは、大分趣が異なる。ここには、資本側の厚意に俟たなければ労働者参加株式會社の成立が期待しえなかつたと同様な事情が、伏在する。すなわち、労働側が、折角與えられた企業参加のチャンスに臨むに、當初から資本側に對立的な意識をもつてするならば、それは、徒らに勞資の抗争を企業の組織構成の内部に持ち込むことになり、このことは、彼らが全然企業に参加しないときよりも、さらに有害な結果をすらもたらす。⁽³⁷⁾被用者代表重役の無責任な業務執行に對する保證は、何に求めるべきか、窮せざるをえない。けつきよく、被用者が企業構成員としての自覺を得ることを措いて他の途はないのであるが、これ亦、恰も定款作成者たる資本側が資本株五對労働株一の限界比率を超えてなお特段なる厚意を示そうとはしなかつたと同様に、資本主義經濟の現實的な基盤のうえには、難中の至難事である。だから、前段に述べた法律の缺陷補正のための定款作成者のあらゆる努力にもかかわらず、この現實的な地盤を無視して、早急に勞資協調の夢を描くことは、やがて幻滅の悲哀をそこに持ち來たさずにはおかないであろう。

かくて最後に、パリ製粉株式會社における労働者参加の終熄に説き及ばねばならない。この會社は、一九一九年に労働者参加株式會社として、創立され（法第七四條第二項参照）、したがつて、その労働協同組合は、製粉操業開始

の一年後に成立した（規約第四條、なお第七條第二項参照）。そして、この組合による被用者の企業参加が終了したのは、一九二七年三月であると伝えられるから、⁽³⁸⁾ 足かけ八年の壽命であつたことになる。いかなる手續をふんで組合の解散が行われたかは、遺憾ながら詳かでないが、後述する同社社長の労働者参加方式廢止のことばを思い併せて、當然に、資本側の發意にもとづく解散の決行にもつとも容易な手續が採られたものと考えられる。法律および定款の規定を按ずるに、労働協同組合解散の方法は、三つある。⁽³⁹⁾ 第一は、労働協同組合自體が、その特別總會の決議をもつて、解散を宣言する方法である（規約第一二條第四項前段）。第二は、株式會社の特別總會が、労働協同組合の解散を決議する方法である（規約第四條末段）。ただし、この場合には、協同組合の特別總會の同意を要する（法第七條第二項および規約第一二條第四項参照）。第三は、株式會社自體が、その特別總會の決議をもつて解散し、これに伴つて協同組合も解散するという方法である（法第七九條第四項および規約第四條第二段）。この場合にも、特別決議によらねばならぬであろうが、解散は株式會社のみを消去することができないであろうから、株式會社が解散を決議するときは、もちろん協同組合は、この決議に同意するほかはないであろう。⁽⁴⁰⁾ したがつて、資本側が被用者側の反對を押し切つて協同組合の解散を斷行しようとするときは、第三の方法が、もつとも適切確實である。そして、このことは、株主總會、重役會および社長を連ねて壘積的に實權力を加重し行く一の資本家的支配態勢が、これを切崩せうと企業に参加し來る労働側の攻撃を、優に破碎しうるような状態に、照應するのである。パリー製粉株式會社が、かような状態にあつたことは、同社の社長が、労働者参加方式廢棄の理由として、自ら述べている次のことばを見れば、一層はつきりとするであろう。⁽⁴¹⁾ すなわち、第一の理由は、労働者が資本側議決權の五分の一を有したので、總會の決議にとつて危険となりうる懼れがあつたこと、第二に重役會における労働者の代議員が少しも商人的關心を有せず、大抵は、奸惡な煽動者や共產主義者たちが、重役會に代議員として選出されたこと、そして、第三に、労働者が、

全利潤をあげて分配し、アモイティゼーションのために全然振り向けようとしなかつたので、株主たる重役員と労働者たる重役員とのあいだに、絶えざる闘争状態が存続したこと、である。かような事情の存在にもかかわらず、労働協同組合の解散を断行しえたことは、それだけでも、この会社の支配的實権がどこにあつたかを、窺わしめるに足るのであつて、社長のことばは、いささか語るに落ちた感があるとさえいえよう。ともあれ、以上三つの理由は、一九一七年法實施の成否をかけた勞資双方の態度と、この態度をしてかくも一切の妥協的なグズンクからかけはなれしめた現實の基盤とを、雄辯に物語る。だから、社長がなお續けて、「労働者参加株式會社の形態は、戦争中、労働者收攬の策として、選擇されたのであつたが、今日では、親方がその労働者を確實に掌握しているような極く小さな二つ三つの經營において、わずかに存続しているにすぎない」と述べているのは、さらに一層雄辯に、この形態を支える現實の基盤とこの形態に冠せられた高い理念との距離を、教えてくれるであろう。ド・ブリエ (De Briey) が稱揚して、悲惨なる資本主義に對する萬能藥となしたこの思想は、一九一七年法失敗の事實が衆目の認めるところとなつたのちも、なおしばらく政治的には人氣を失わなかつたようである。⁽⁴⁾第二次大戦中衰えていたその魅力が、終戦後のわが國において、労働者の勢力増大とともに、復活再生の機をえようとするとき、かえりみてフランス「労働者参加株式會社法」の幻滅を直視するのも、ゆるがせにできない問題であると信ずる。

〔註〕

- (1) 拙稿「労働者参加株式會社について」一橋論叢第二二卷第四號。
- (2) Vgl. Uebersetzung aus dem Bulletin des internat. Arbeitsamtes, Band 17, 1918 S. 6/7.
- (3) 石井「企業形態論」二七一頁。
- (4) Thaller-Perceron, Traité Elementaire de Droit Commercial, 8e éd., 1931, p. 466.
- (5) Pfg. Questions pratiques, 1924, p. 64, zitiert aus Greiner, Die Aktiengesellschaft mit Beteiligung der Arbeitnehmer

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

(La Société Anonyme à Participation Ouvrière), Bern, 1929, SS. 73—74 Ann. 49.

(6) Vgl. derselbe, ebenda, insbes. Ann. 50. なお、フランス労働省が知りえた一九二六年一月までの設立数(その間解散したものをも含む)は、一五七〇。Lyon-Caen et Renault, *Manuel de Droit Commercial*, 1924, p. 353. 大野教授の「佛國商法における労働株の構成」早稻田法學第二四卷第三・四册九八—九九頁は、該著者の述敘を誤り傳えているようである。また、山本助教授の「フランスにおける労働株」労働法研究第一輯二七三頁は、一九三〇年六〇もの實數があつたと「聞く」といわれるが、これは、いかなる資料にもとづいたのてあるうか。

(7) *Ibid.*, S. 40. (8) *Ibid.*, S. 74. 大野教授の前掲九九頁では、ノオジャン製粉會社およびペリ製粉會社は、それ以前に、すでに早く、労働者参加株式會社としての存在を終つた「由である」と説かれるが、疑わしいように思われる。

(9) *Ibid.*, SS. 75—76. (10) *Ibid.*, S. 76.

(11) “Elle est un acte de générosité de la part du patron” (Mouret, *Sociétés anonymes à participation ouvrière et actions de travail*, 1919), zitiert aus Greiner, S. 78.

(12) 大森「労働者企業参加制度に就いて」法學論叢第五二卷第四號五四頁參照。

(13) Statuts des Grands Moulins de Paris (publiés dans la Gazette du Palais, n° du 26 avril 1919), bei Greiner, SS. 104—110. cf. Thaller-Perceyron, *opcit.*, p. 466.

(14)* Lyon-Caen et Renault, *opcit.*, p. 361.

(14)** (資本株)20,000 + (勞働株)4,000 = 24,000(總株數) 24,000 × $\frac{1}{4}$ = 6,000(通常總會議事定足數)
6,000 - (勞働株)4,000 = 2,000(資本株) 20,000 - 2,000 = 18,000(監務見積)

(14)*** ヨック、タレヘル、ベルスルウによれば、本法第七七條第一項末段正文は、“Il ne pourra être décidé autrement par les statuts” 及び“レ” 強行規定と云ふ。Pic, *Traité général Théorique et Pratique de Droit Commercial des Sociétés Commerciales*, Tome III, 2e éd., 1926, p. 591; Thaller-Perceyron, *opcit.*, p. 464; cf. Lyon-Caen et Renault, *opcit.*, p.

361. 大竹綠教授の譯文亦同じ。しかるに、グライナは、「定款は別段の定めをなすことが出来る」との譯文を掲げ、同項を任意規定と解している。Greiner, a. a. O., SS. 100. 西島博士の譯文亦同じ。

(15) Greiner は Sondereschlusse をこの意味に用いる。フランス商法典第三四條第四項の決議方法と同類である。あらゆる種類

の株主が無差別に参加する Gesamtbetriebsrat に對する。山本助教の前掲二三六頁以下の用語法と異なる。Ibid., S. 56.

(16) とくにフランスにおいて然り。Ibid., S. 62.

(17) 類似の危険は、ドイツの Gesetz v. 15. Febr. 1922 über die Entsendung von Betriebsratsmitgliedern in den Aufsichtsrat による被用者代表監査役の二重地位についても、考えられる。この意味で、「經營協議會か労働組合か (oder) ではなくて、經營協議會と労働組合 (und) が、經營協議會法の Leitgedanke となければならぬ」といつたフラトウのことは、フランスの一九一七年法についても、當てはまるのではなからうか。Platow, Kommentar zum Betriebsrätegesetz, II. verbesserte Aufl., 1923, S. 16.

フランスの一九一七年法における労働協同組合とは別個のものであり、かつ、これと併存しうることはいうまでもない。何となれば、それは、労働者の採用、解雇、労働時間、労働賃金等に關し何ら直接の發言權を有せず、これらに關しては、協同組合はもとより、協同組合員以外の者でも當該會社と雇用關係に立つかぎり、労働協約のもとに立ちうるからである。ただし、同法第七四條第三項は、協同組合に屬しない被用者には、何らの利潤配當をも、分配してはならないという意味の反對解釋が可能であるから、「これらの者のあいだに」(entre eux)、「當該企業の外に立つところの労働者組織または労働組合金庫に利潤の一部が歸屬することは、許されないと推論も、成り立つわけである。グライナッは、この點に關し、「政治的組織を援助するために、協同組合の金庫から、金錢を取り出すことを禁ずる旨を明示するものと詳細な表現法が、望ましかつたと思う。協同組合員内部においては、政治的に組織された被用者と未組織被用者とのあいだに、何らの差別もなされてならない」と、いうまでもない」と述べている。Greiner, a. a. O., S. 68 und S. 32. 大竹綠教授の「労働参加株式會社について」商學第二號一〇七頁は、反對意見のようである。

(18) Vgl. Platow, a. a. O., S. 167. (19) Greiner, a. a. O., S. 58.

(20) 'eine mühelose Versorgung' (Lehn mit. Das Recht der Aktiengesellschaften, B. I, 1910, S. 354.)

(21) Rathenau, Vom Aktienwesen, Eine geschäftliche Betrachtung, 1918.

(22) 田中誠二博士は、わが國における勞資協同の會社の試案について、會社債權者保護のために、出資の基本配當はあくまで優先株に對する優先的配當たるべきことを、立法論的考察として、呈示される。田中「我國における勞資協同の會社の構想について」法學新報第五卷第四號一六頁。

フランス「労働者参加株式會社法」の幻滅

- (23) cf. Lyon-Caen et Renault, *op. cit.*, p. 358.
- (24) 大竹「佛會社法に於ける發起人持分」商學第八號參照。
- (25) フランス會社法上、*Sociétés par actions* とは *Sociétés en commandite par actions* (株式合資會社) と *Sociétés anonymes* (株式會社) との總稱である。
- (26) わずかに、免稅特典の規定(法第八〇條第二項)にのみ、四對一の比率が、名残りなとどめている。
- (27) Greiner, a. a. O., S. 55, 山本、前掲二三八頁。
- (28) * Grome, *Die partiarischen Rechtsgeschäfte nach römischem und heutigem Reichsrecht nebst Beiträgen zur Lehre der verschiedenen Arbeitsverträge*, 1897.
- (29) ** Wieland, *Handelsrecht*, II Band, 1931, S. 23 Anm. 21.
- (30) Greiner, a. a. O., S. 42. 田中(誠)「企業法の民主化」法律時報第二〇卷第六號二三三頁參照。
- (31) Ibid., S. 44.
- (32) Ibid., S. 50, insbes. Anm. 17. 詳細は、拙稿、前掲、參照。
- (33) Ibid., S. 24ff. (34) 最低株式額面額二五フランの一〇分の一、すなわち、二・五フランの拂込を分擔すれば足る。ただし、元入資本は、二〇〇、〇〇〇フランを超えることをえない(一八六七年法第四八—五四條)。Ibid., S. 49.
- (35) Ibid., S. 60f. (36) 詳細は、拙稿、前掲、參照 (37) 石井、前掲二七九頁 (38) Ibid., SS. 74—75 Anm. 51.
- (39) 西島「フランスにおける労働参加株式會社」法學論叢第一一卷第三號は、二つあると説く。本稿述べるところの第二と第三とである。
- (40) Ibid., S. 69 Anm. 42. (41) Ibid., S. 75 Anm. 51. (42) Ibid., S. 63f. (一九四九・一〇・二八)